

事業者のみなさまへ

事業者向け ごみ処理 ガイドブック

越谷市



越谷特別市民
ガーヤちゃん

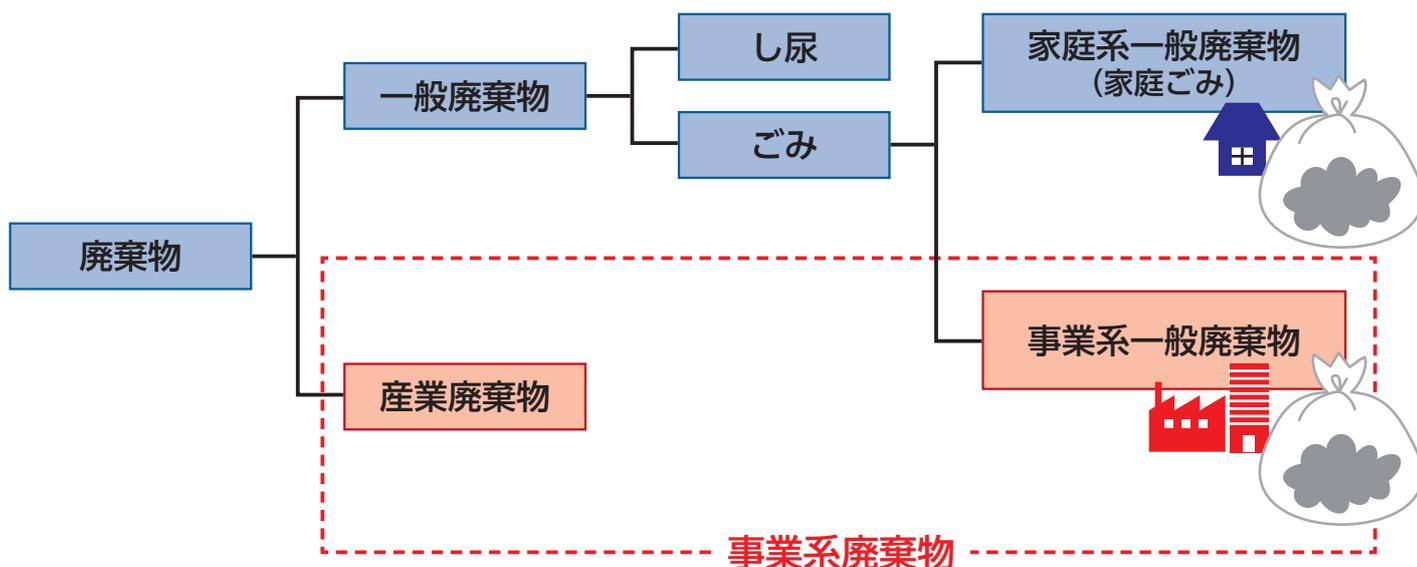
目次

事業系廃棄物の分類	2
産業廃棄物の種類	3
特別管理産業廃棄物の種類	4
事業系廃棄物の収集委託の流れ	5
主な事業系廃棄物の分け方・出し方	6
事業者の責務	8
事業系一般廃棄物の処理と委託契約の流れ	10
産業廃棄物の処理と委託契約の流れ	11
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	13
必要な報告・届出など	16
減量・リサイクル	19
業種別ごみ減量ポイント	20
事業系廃棄物早見表	21

事業系廃棄物の分類

事業活動に伴って生じたごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます

事業活動に伴って生じたごみを事業系廃棄物といい、その種類や発生源によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。事業活動により生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃棄物処理法」。以下「法」という。）で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校など公共サービスを行うところや、NPO（非営利団体）、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません

事業の規模やごみの量に関わらず、近所にある「家庭ごみ」の集積所に出すことは不法投棄に当たります。



事業系廃棄物は分別してそれぞれ処理してください

廃棄物の処理を委託する際は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物それぞれに処理を行うための契約が必要です。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください

住居と店舗が一体であっても、店舗から出たごみを家庭ごみとして出すことはできません。



不法投棄や野外焼却は犯罪です

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金



一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却（野焼き）したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が課せられます。（法第25条及び第32条）

産業廃棄物の種類

産業廃棄物は20種類に分類されています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第2条)

種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの(全事業所)	1 廃プラスチック類	合成樹脂・合成ゴムくず、ラップ類、発泡トレイ、廃タイヤ、緩衝材 など
	2 ゴムくず	天然ゴムくず
	3 金属くず	金属缶、鉄くず、スクラップ、アルミ製品、スチール製品、鉄鋼、金属の研磨、切削くず、金属製家具類 など
	4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード など
	5 がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類するもの、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片 など
	6 燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物 など
	7 汚泥	工場排水処理、製造工程などからの泥状のもの、建設基礎汚泥 など
	8 廃油	鉱物性油、植物性油、廃溶剤 など
	9 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類などの酸性廃液
	10 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	11 鉱さい	高炉などの残さい(スラグ)、ノロ、不良鉱石、鑄物廃砂 など
	12 ばいじん	集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの(業種限定)	13 紙くず	新築、改築、増築、除去などに伴う紙くず【建設業】 紙、板紙、書籍など【パルプ・紙・紙加工製造、出版、製造業など】
	14 木くず	新築、改築、増築、除去などに伴う木くず【建設業】 木材、おがくず、かんなくずなど【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材【全事業者対象】
	15 繊維くず	新築、改築、増築、除去などに伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛などの天然繊維くず【繊維工場(衣服など製造業を除く)】
	16 動植物性残さ	魚や獣のあら、骨など動植物に係る固形状の不要物 【食料品、医薬品・香料製造業】
	17 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥の骨など【と畜場、食鳥処理場】
	18 動物のふん尿	牛、豚、馬、にわとりなどのふん尿【畜産農業、畜産類事業】
	19 動物の死体	牛、豚、馬、にわとりなどの死体【畜産農業、畜産類事業】
20	産業廃棄物を処分するために処理したもの	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの

特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など、人の健康または生活環境への被害を生ずるおそれがあるものを特別管理産業廃棄物として区別しています。(施行令第2条の4)

種類		具体例
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの:おおむね引火点70℃以下)
2	廃酸	著しい腐食性を有するもの(pH2.0以下)
3	廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの(pH12.5以上)
4	感染性産業廃棄物	医療機関などから排出された感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているまたはそのおそれのある廃棄物、注射針など
5	特定有害産業廃棄物	廃PCB(ポリ塩化ビフェニル)など、PCB汚染物、PCB処理物
		廃水銀など(特定施設から排出された水銀または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した水銀など)
		廃石綿など(建築物その他の工作物から除去したものなど)
		廃油(トリクロロエチレンなどの廃溶剤で、特定施設から排出されたものに限る)
		燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリなど(いずれも特定施設から排出されたもので、重金属などに汚染されたもの)
		ばいじん、燃え殻、汚泥(いずれもダイオキシン類に汚染されたもの)
		廃酸、廃アルカリ(いずれもダイオキシン類に汚染されたもの)

事業系廃棄物の収集委託の流れ

事業系廃棄物のうち、事業系一般廃棄物については一般廃棄物収集運搬業の、産業廃棄物については産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ収集・運搬を委託します。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

許可業者と委託契約

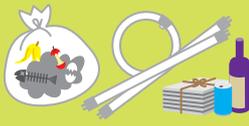


越谷市一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者と委託契約を締結
→契約の流れについてはP10

産業廃棄物処分業許可を有する業者と処分契約を締結するとともに、収集運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可を有する業者と委託契約を締結

※契約は必ず書面契約
→契約の流れについてはP11～12

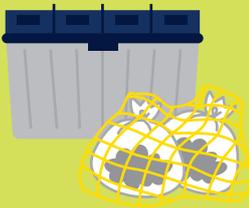
分別



事業者は、事業系廃棄物を排出する段階で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、リサイクル可能なものに分別し、ごみの減量・リサイクルを促進するため、適正な分別を行ってください。

なお、産業廃棄物については、種類ごとに分別する必要があります。

保管

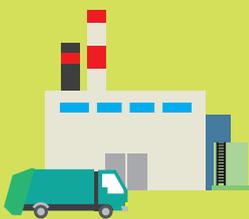


廃棄物の保管を行う場合は、飛散や流出、地下への浸透、悪臭の発生などがないように、適切な措置を講じる必要があります。また、カラスや猫などによる散乱被害がある場合は、蓋付きポリ容器やカラス避けネットを利用するなどの対策を講じてください。

産業廃棄物の場合は、掲示板や囲いの設置、屋外保管の場合は高さの制限などの保管基準がありますので、適正な保管を行ってください。

→詳しくはP 9

事業所から排出



契約した越谷市一般廃棄物収集運搬業者が、事業系一般廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、収集運搬業者と相談し、適正な排出を行ってください。

契約した産業廃棄物収集運搬業者が、産業廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、産業廃棄物収集運搬業者と相談し、適正な排出を行ってください。

なお、産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

→マニフェストの交付についてはP13



無許可の不用品回収業者を利用しないでください

越谷市の許可や廃棄物処理法上の許可を受けずに不用品回収を行っている違法な事業者にご注意ください。金銭トラブルや不法投棄など、不適正な処理が行われるおそれがあります。

主な事業系廃棄物の分け方・出し方

事業系一般廃棄物として処理するもの

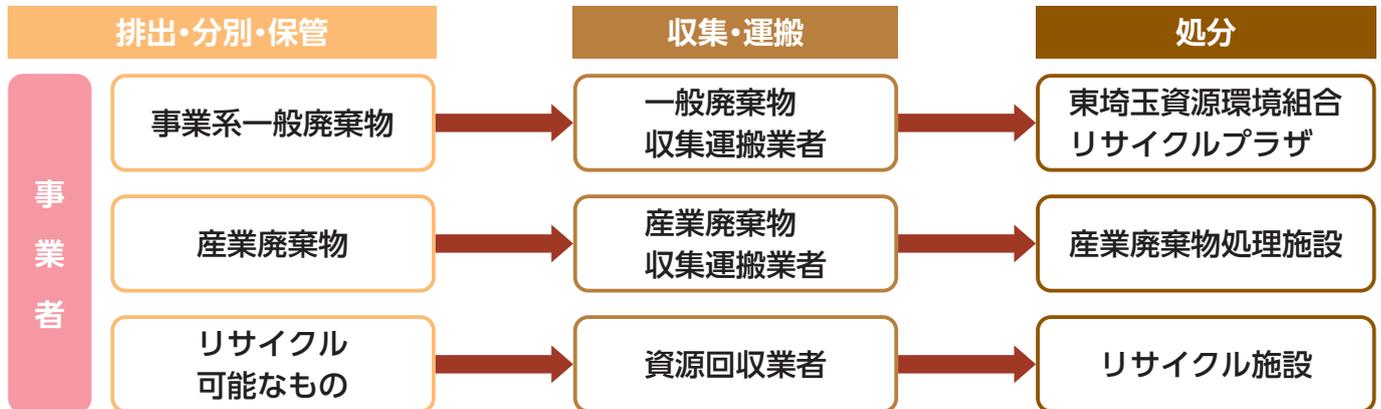
食品・生ごみなど	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品の食べ残し ● 食品の売れ残り ● 調理くず ● 魚のあら ● 茶殻 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料品製造業、医薬品製造業などの業種から発生する動植物性残さは産業廃棄物として処理してください。 ● 食品関連事業者は食品リサイクル法に基づき、減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。 ● 水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めてください。 	
従業員・職員等の 飲食に伴い発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁当がら(プラスチック製容器、おにぎりなどのプラスチック製包装材などを含む) ● 缶 ● びん ● ペットボトル など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物引取業者(缶、びん、ペットボトルなど)に回収を依頼 ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、パルプ・紙・紙加工製造、出版、製造業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物として処理してください。 	
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚れのついた紙 ● 使用済みのティッシュ ● リサイクルできない紙など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、パルプ・紙・紙加工製造、出版、製造業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物として処理してください。 	
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ● 刈り草 ● せん定枝 ● 木製の机、椅子、棚など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物として処理してください。 ● 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材は産業廃棄物として処理してください。 	
古紙 (リサイクル可能な紙類)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新聞紙 ● 段ボール ● 雑誌類 ● 雑紙 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物引取業者(古紙業者)に回収を依頼 ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、パルプ・紙・紙加工製造、出版、製造業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物として処理してください。 	
古布	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要になった天然繊維の衣類、軍手など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託
	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学繊維製品は産業廃棄物として処理してください。 ● 建設業、繊維工場(衣服など製造業を除く)などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物として処理してください。 	

プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ●ビニール製品 ●プラスチック製品 ●発泡スチロール ●合成ゴム製品、PPバンド ●廃タイヤ など 	●産業廃棄物処理業者に委託
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶・一斗缶 ●刃物類 ●アルミ製品・スチール製品(事務所の机、椅子、ロッカー) など 	
ガラス・陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス類 ●陶磁器類 ●レンガ ●石膏ボード など 	
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック、金属、ガラス、陶磁器などの複合製品で分別できないもの(はさみ、延長コードなど) 	
電池	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池 ●ボタン電池 など 	
水銀使用製品	<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光灯 ●電球 など 	●「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱う産業廃棄物処理業者に委託
その他	<p>家電リサイクル法 該当製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫及び冷凍庫 ●洗濯機及び衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ●販売店やメーカーに回収を依頼(家電リサイクル法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。) ●産業廃棄物処理業者に委託
	<p>パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●デスクトップパソコン ●ディスプレイ ●ノートブックパソコン など 	<ul style="list-style-type: none"> ●メーカーに回収を依頼(資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。) ●産業廃棄物処理業者に委託
	<p>その他家電製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理業者に委託(小型家電については、小型家電リサイクル法認定事業者へ委託するよう努めてください。)

事業者の責務

廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



事業者の責務

<法第3条>

<越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第4条>

1. 自己処理責任

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければなりません。

2. 廃棄物の再生利用と減量を

事業者は、廃棄物の再生利用などを行うことにより、その減量に努めなければなりません。

3. 製造、販売などに工夫を

廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品・容器などの開発を行い、廃棄物になったときの処理方法について情報提供をしなければなりません。

4. 国や市の施策への協力

事業者は、ごみの減量及びその適正な処理に関して国や自治体の施策に協力しなければなりません。

廃棄物の発生抑制と適切な分別を

事業者は、ごみを排出する段階で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、リサイクル可能なものに分類し、ごみの減量・リサイクルに努めなければなりません。

なお、産業廃棄物については、種類ごとに分別し、保管する必要があります。



産業廃棄物が混入していませんか？

越谷市では東埼玉資源環境組合に搬入される事業系一般廃棄物について、「**ごみ内容物検査**」を行っています。職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物の混入を確認した場合は、ごみの受け入れを拒否し、持ち帰りを指示するとともに、排出事業者へ分別の徹底など、適正処理について指導を行っています。

まだ分別が徹底されておらず、不適正な廃棄物が混入しているものが見受けられます。産業廃棄物を一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。分別を徹底し、適正処理に努めてください。



分別のポイント

POINT 1 ごみの種類ごとに回収ルートを確認

- 産業廃棄物、事業系一般廃棄物、資源物など、ごみの種類ごとにそれぞれの処理の許可を持った業者などに委託します。

POINT 2 廃棄物保管場所の整備

- 分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。
- 産業廃棄物の保管を行う場合は、
 - ① 周囲に囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。
 - ② ねずみ・蚊・はえなどの発生を防止してください。
 - ③ 見やすいところに必要な事項を掲載した掲示板を設けてください。
 - ④ 法令に定められた保管量、保管の高さを超えないようにしてください。

廃棄物保管場所の掲示板(例)

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇市△△町1-2 株式会社 ●●工業 電話 - -
最大保管高さ※	1.5m
最大保管量	20m ³

60cm以上

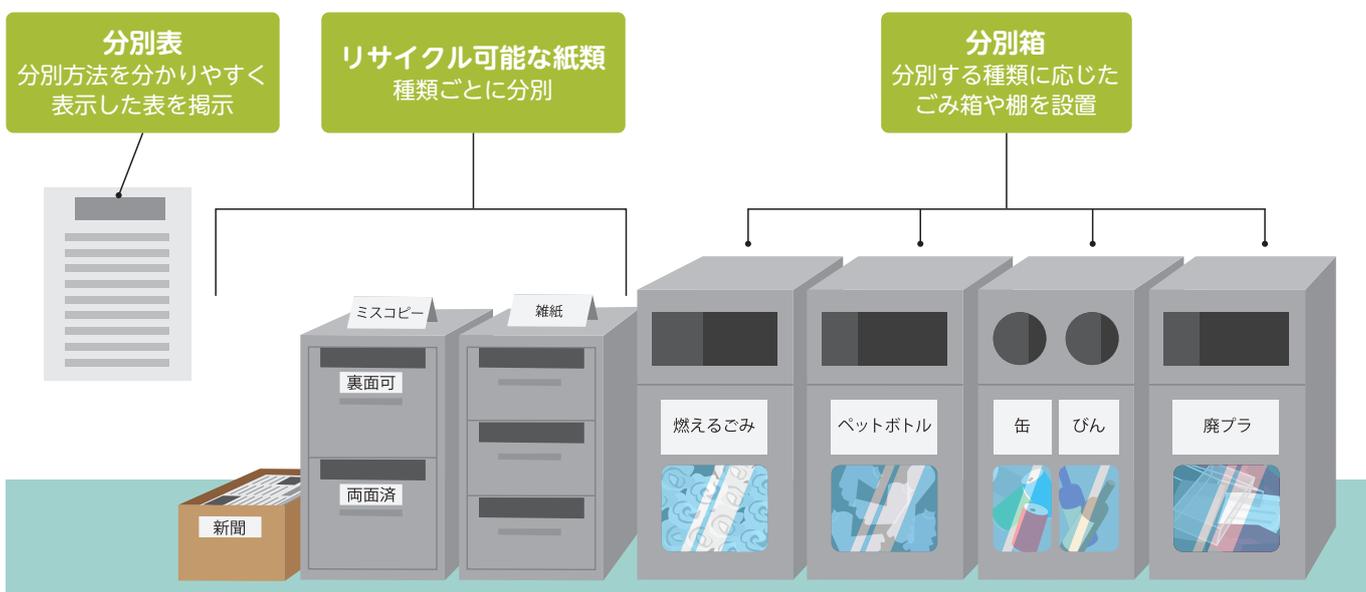
60cm以上

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律法施行規則(以下「施行規則」という。)第8条)

※「最大保管高さ」は、屋外で容器を用いずに保管する場合に掲示します。

POINT 3 分別回収箱などの配置

- ごみの発生する場所・種類・量を把握し、種類などに応じて自社に合った分別回収箱を配置しましょう。
- その他、家電や大型のごみなど、普段出ないごみの取り扱いについては、収集業者と相談してください。

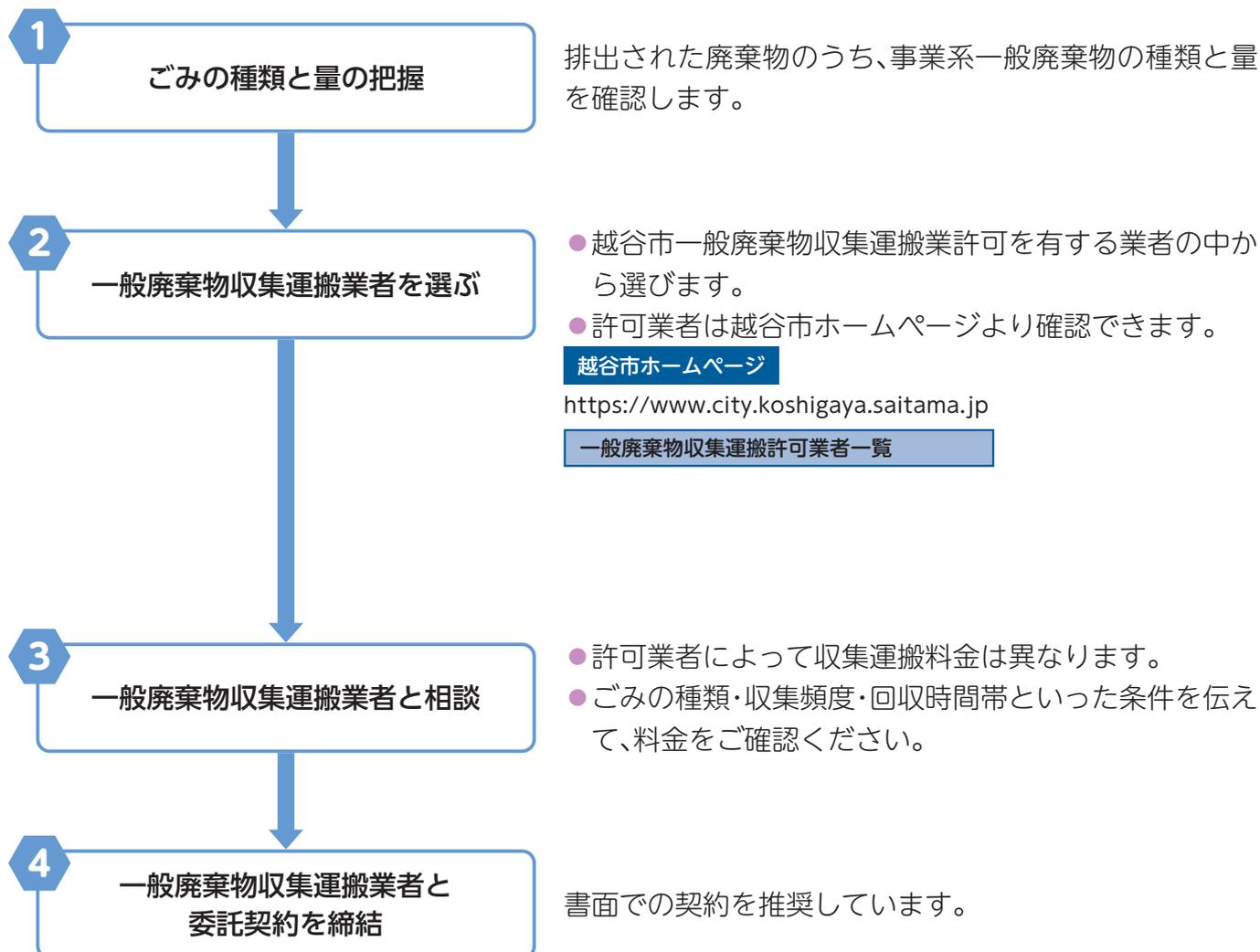


事業所内での分別ルールの徹底に向けて

- 分別回収箱にイラストや写真での例示、間違いやすいものの紹介など、誰が見ても分別しやすい環境づくりをしましょう。
- 研修会・講習会の開催、朝礼・会議の場での周知、メール・回覧での周知により、社内で分別ルールを共有しましょう。

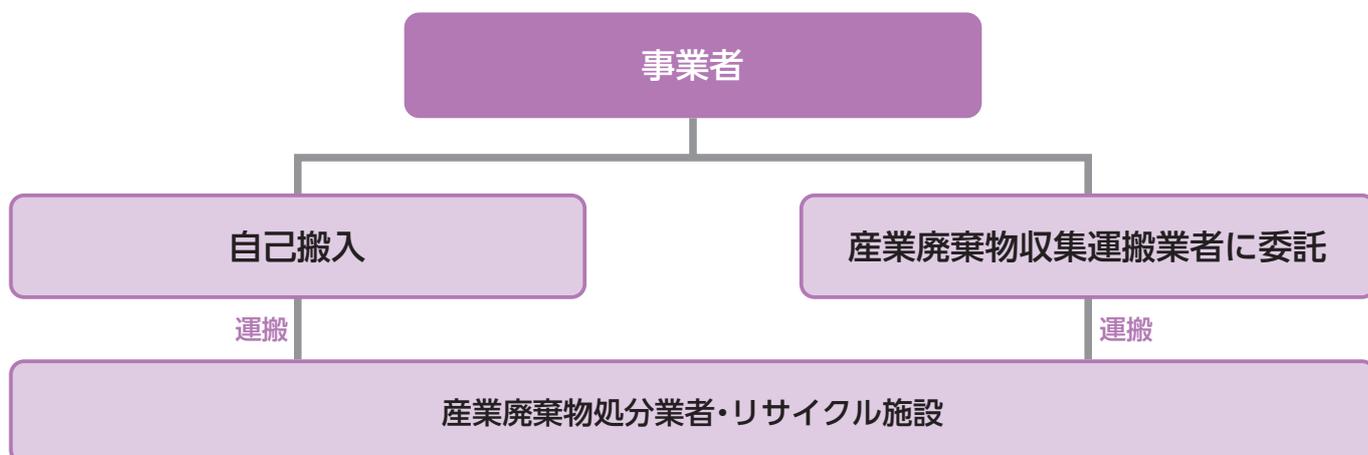
事業系一般廃棄物の処理と委託契約の流れ

事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、東埼玉資源環境組合やリサイクルプラザなどに搬入します。



産業廃棄物の処理と委託契約の流れ

産業廃棄物については、自ら運搬して産業廃棄物処分業者に持ち込み処分を委託するか、産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者に引き渡すことになります。



産業廃棄物処理の運搬表示

産業廃棄物を運搬する場合は、その車両の両側面に鮮明かつ見やすいように次の表示を行う必要があります。(施行令第6条第1項第1号イ)

事業者自らが運搬する場合

- 産業廃棄物の運搬の用に供する運搬車である旨の表示(文字サイズ約5cm以上)
- 氏名又は名称(文字サイズ約3cm以上)

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示(文字サイズ約5cm以上)
- 名称(文字サイズ約3cm以上)
- 許可番号下6桁(文字サイズ約3cm以上)



産業廃棄物を運搬する場合、次の書面を携帯する必要があります

事業者自らが運搬する場合

次の事項を記載した書面

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬する産業廃棄物の積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合

マニフェスト伝票の場合

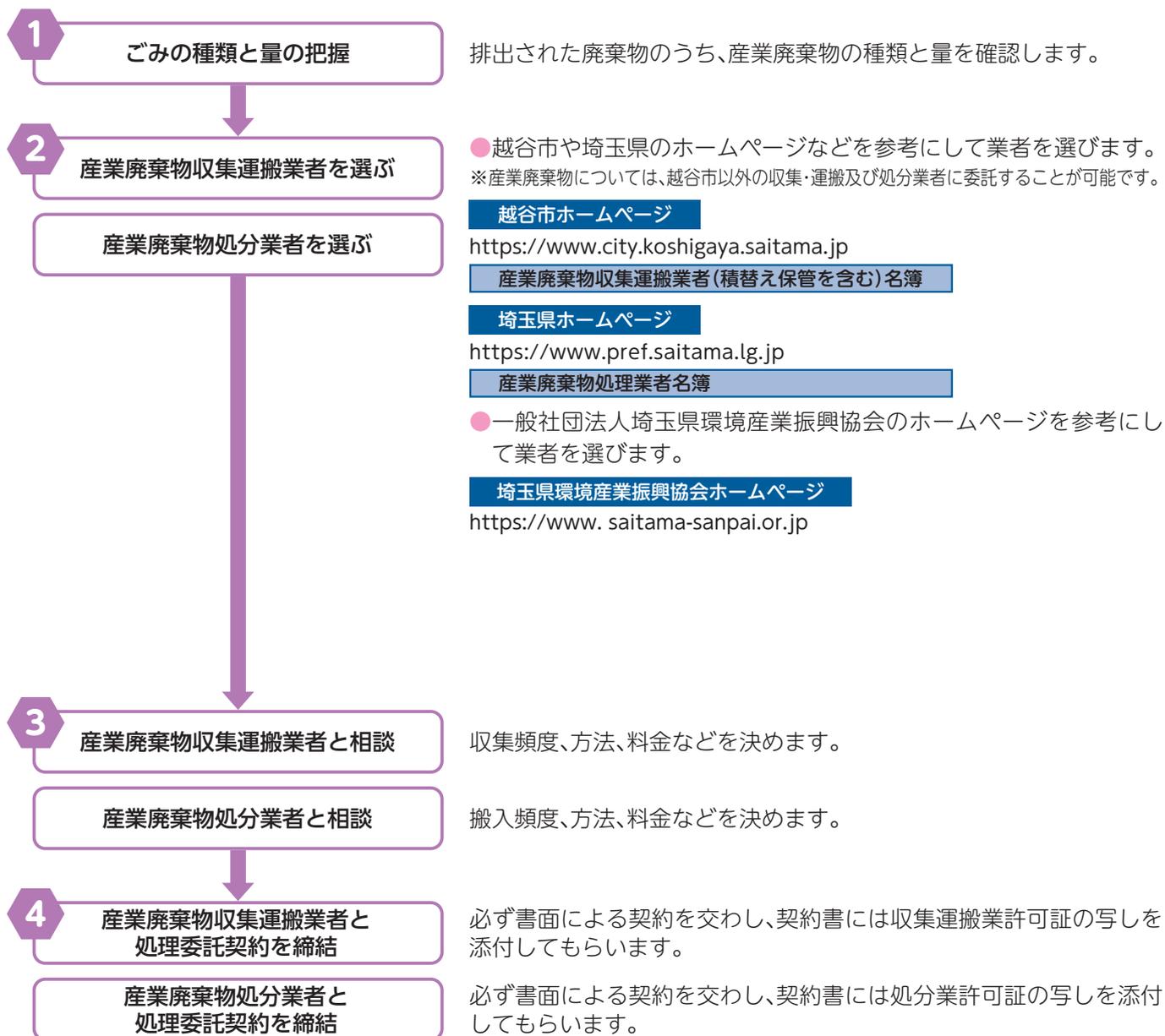
- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

電子マニフェストの場合

- 許可証の写し
- 電子マニフェスト使用事業者証の写し
- 登録事項の記載書面又は電磁的記録

産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合

処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。ただし、収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。



産業廃棄物の委託時の注意

必ず書面により契約

産業廃棄物の収集・運搬と処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を有する業者と書面により契約を締結する必要があります。(施行令第6条の2第4号及び同6条の6第2号)

委託業者の許可証を確認

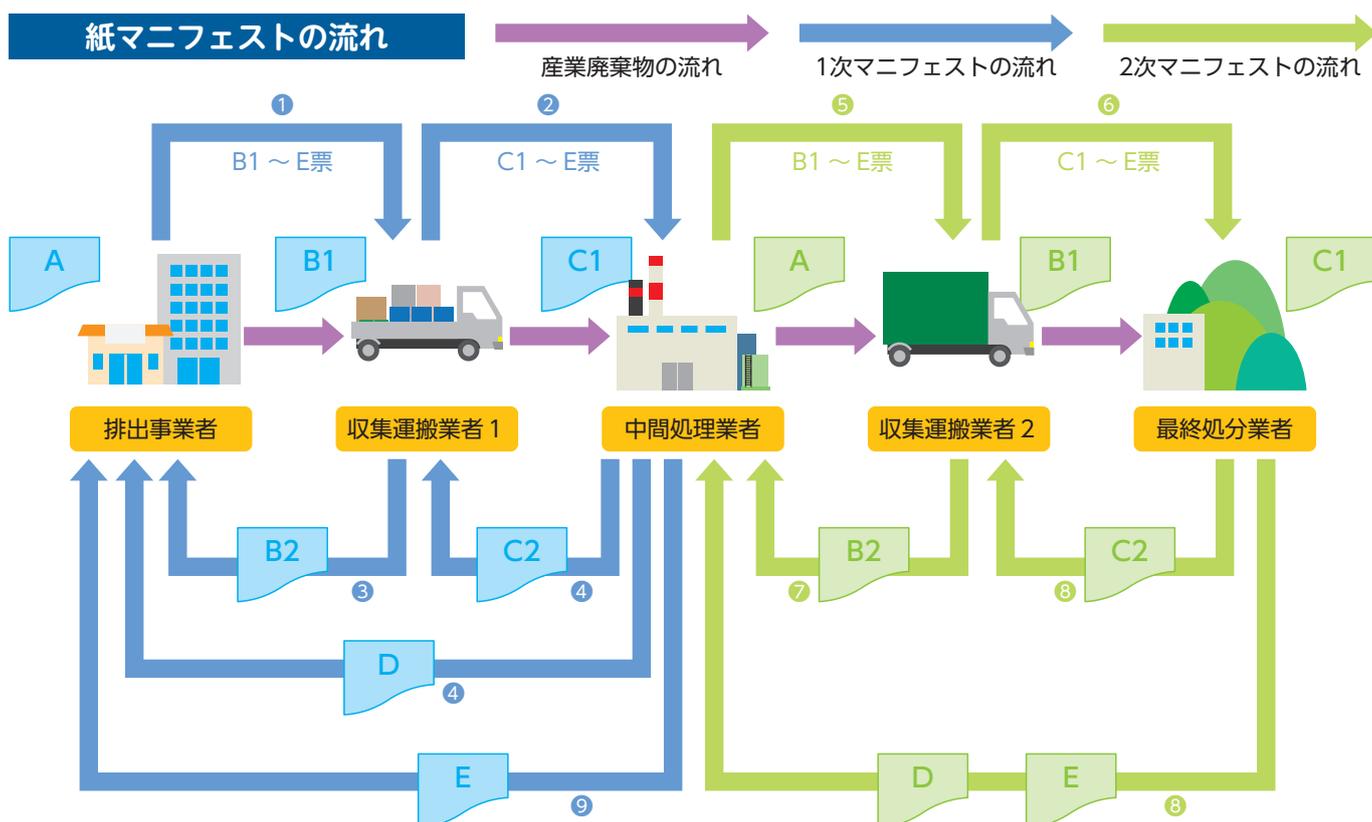
契約書には収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しの添付が必要となります。適正な処理が可能か、廃棄物の種類ごとに許可証で確認してください。

※委託契約書及び許可証の写しは、契約終了の日から5年間保存しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。マニフェストには、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」などを記載し廃棄物の移動状況を管理します。

マニフェストには、紙の伝票による紙マニフェストとパソコンなどにより電子的に管理する電子マニフェストの2種類があり、「運搬車ごと」、「運搬先ごと」、「廃棄物の種類ごと」に交付(登録)するのが原則です。



- ①【交付】排出事業者は、廃棄物の引き渡しと同時にB1～E票を収集運搬業者に交付し、A票を手元に保存します。
 - ②【回付】収集運搬業者は、運搬終了後、C1～E票を中間処理業者に回付し、B1票を手元に保存します。
 - ③【送付】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B2票を排出事業者に送付します。
 - ④【送付】中間処理業者は、中間処理終了後、処理が終了した旨を記載し、C2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付します。また、C1票を手元に保存します。E票は⑨まで保管します。
 - ⑤【交付】中間処理業者は、中間処理廃棄物の引き渡しと同時に2次マニフェストのB1～E票を収集運搬業者に交付し、A票を手元に保存します。
 - ⑥【回付】収集運搬業者は、運搬終了後、C1～E票を最終処分業者に回付し、B1票を手元に保存します。
 - ⑦【送付】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B2票を中間処理業者に送付します。
 - ⑧【送付】最終処分業者は、処分終了後、処分が終了した旨を記載し、C2票を収集運搬業者に、D票及びE票を中間処理業者に送付します。また、C1票を手元に保存します。
 - ⑨【送付】中間処理業者は、⑧の後、④で保管していたE票に最終処分が終了した旨を記載して排出事業者に送付します。
- ※なお、排出事業者はA票と送付されたB2、D、E票を5年間保存しなければなりません。

マニフェストの記入

石綿含有産業廃棄物の場合には、空欄に記載して明示します

排出業者の名称・住所を記入します

産業廃棄物の種類を記入します

排出された事業場の名称・場所を記入します

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

文付年月日	年月日	文付号	整理番号	交付担当者	氏名
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称		名称		排出事業者控
	住所	電話番号	所在地		
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類（普通の産業廃棄物）		<input type="checkbox"/> 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	120	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら（有害）	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	130	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油（有害）	<input type="checkbox"/> 7425 廃油（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	140	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥（有害）	有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	150	<input type="checkbox"/> 7110 強酸（有害）	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	160	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ（有害）	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	170	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ（有害）	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	180	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物（有害）	備考・通信欄
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	190	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	400	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい（有害）		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の文付番号（登録番号）				
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり				
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分 の場所	名称／所在地／電話番号				
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり				
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称	住所	電話番号	名称	所在地
					電話番号
処分受託者	氏名又は名称	住所	電話番号	名称	所在地
					電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	年月日	数量(及び単位)
処分の受託	交付者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分 年月日	年月日	最終処分 年月日
最終処分 を行った場所	名称／所在地／電話番号	(委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号)			
(直行用) 発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会					
		照合確認		B2票	年月日
				D票	年月日
				E票	年月日

中間処理された産業廃棄物の処理を委託される場合のみ使用する欄です

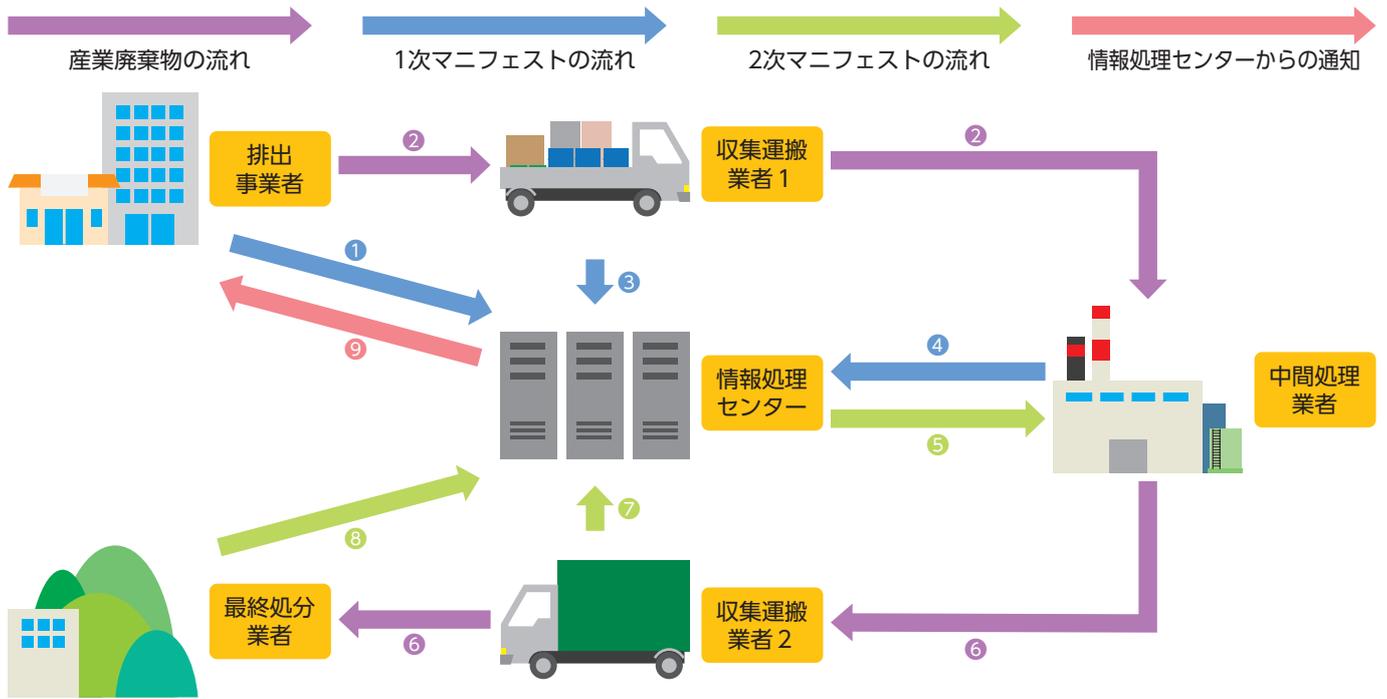
中間処理された後に最終処分される場所を記入します

処分業者の名称・住所を記入します

収集運搬業者の名称・住所を記入します

- 上記様式は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会で作成したものを例示しています。
- 上記様式の他、積替え保管用マニフェスト、建設系廃棄物マニフェストなどが販売されています。
- マニフェストは、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、一般社団法人埼玉県建設業協会などで購入が可能です。

電子 manifests の流れ



- ①【**manifest登録**】排出事業者は、廃棄物の引き渡し後3日以内にmanifest情報の内容を情報処理センターに登録します。
- ②収集運搬業者が、廃棄物を中間処理業者まで運搬します。
- ③【**運搬終了報告**】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ④【**処分(中間処理)終了報告**】中間処理業者は、中間処理終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑤【**manifest登録**】中間処理業者は、中間処理後の廃棄物の引き渡し後3日以内に2次manifest情報の内容を情報処理センターに登録します。
- ⑥収集運搬業者が、廃棄物を最終処分業者まで運搬します。
- ⑦【**運搬終了報告**】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑧【**処分(最終処分)終了報告**】最終処分業者は、最終処分終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑨【**通知**】情報処理センターは、運搬や処分の通知、報告期限切れ情報の通知を随時行います。

電子manifestを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が電子manifestに加入する必要があります。加入にあたっては公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにご確認ください。

電子manifest導入のメリット

1 事務処理の効率化

- 入力操作が簡単で、紙manifest交付時の手間がかからない
- 画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できる
- 情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社でのmanifest整理や保存が不要

2 法律遵守の徹底

- manifestの法定記載事項の入力漏れの心配がない
- 運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表などで確実に確認できる

3 データの透明性の確保

- 排出、収集、処分の3者が常にmanifest情報を閲覧・監視できるため、不適切なmanifestの登録・報告の防止ができる

4 産業廃棄物管理票交付など状況報告の提出不要

- 電子manifest利用分は、自社での集計や毎年度の報告が不要

【電子manifestへ加入や問合せ先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

<https://www.jwnet.or.jp>

TEL:0800-800-9023(サポートセンター)

(月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9時～正午、午後1時～4時30分)

導入メリットが大きいことから、越谷市では電子manifestの導入を推奨しています。

必要な報告・届出など

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

対象 産業廃棄物の処理を委託しているすべての事業者

マニフェストの交付者は、排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付などの状況について、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長(越谷市内の事業場は越谷市長)に提出しなければなりません。

交付枚数及び排出量に関わらず対象となります。

電子マニフェストにより交付した分に関しては、電子マニフェスト制度を管理する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(情報処理センター)が集計及び報告を行うため、事業者が報告する必要はありません。

【記入例】

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(〇〇年度)

提出日を記入(現年度)
□年 4月 10日

報告者の法人名、代表者氏名、住所、電話番号を記入(押印不要)

報告者
住所 埼玉県〇〇市〇〇1-1
氏名 △△株式会社 代表取締役 △△ △△
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

報告対象年度(前年度)の和暦を記入

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入

日本標準産業分類の中分類を記入
複数の事業を行っている場合は、報告者の主たる業種を1つ記入

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社 越谷工場		業種	18 プラスチック製品製造業(別場を除く)					
事業場の所在地	越谷市××1-2-3		電話番号	048-〇〇〇-〇〇〇〇					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	30	7	××××××	〇〇運輸株式会社	群馬県〇〇市〇〇2-1	××××××	〇〇産業株式会社	通常は記入不要 ※運搬先欄と同じになるため
2	汚泥	40	8	××××××	株式会社××環境	埼玉県〇〇市××1-3			
3	(区間委託)			××××××	△×商事株式会社	長野県××市〇〇4-2	××××××	株式会社××〇	
4	安定型混合廃棄物(金属くず、ガラスくず)	10	4	××××××	〇〇産業株式会社	千葉県△〇市〇〇3-1	××××××	株式会社××工業	

備考

- 混合廃棄物は安定型か管理型かを記入
- 混合廃棄物の種類が不明は括弧書きにて記入
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀含有製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん、許可番号(下6桁)を記入
- 処分場所の住所は運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてもすべて記入すること。(日本産業規格 A列4番)

【提出方法】 電子申請、廃棄物指導課へ郵送、窓口持参

【提出期間】 毎年4月1日から6月30日まで

報告書様式や記入時の注意事項、電子申請受付のリンクなどについては、越谷市ホームページにてご確認ください。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

産業廃棄物管理票交付等状況報告制度

多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

対象 産業廃棄物多量排出事業者

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める多量排出事業者

1. 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場を設置している事業者
2. 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置している事業者

② 埼玉県生活環境保全条例に定める多量排出事業者

1. 一事業所の従業員数が300人以上の製造業者
2. 一事業所の従業員数が100人以上又は資本金5,000万円以上の建設業者
3. 施設処理能力が300,000m³/日以上浄水場管理者及び30,000m³/日以上下水道終末処理場管理者

※法に基づく処理計画書の提出を行う事業者は、条例に基づく届出の提出は必要ありません。

※法と条例で報告様式が異なりますのでご注意ください。

事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量などの計画(産業廃棄物処理計画書)を作成し、越谷市に報告しなければなりません。また、産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施の状況について翌年度に報告書(産業廃棄物処理計画実施状況報告書)の提出が義務付けられています。

処理計画書及び実施状況の報告書は、法令の規定に基づき、越谷市ホームページで公表しています。

【提出方法】 電子申請、廃棄物指導課へ郵送、窓口持参

【提出期間】 毎年4月1日から6月30日まで

報告書様式や報告書作成要領、電子申請受付のリンクなどについては、越谷市ホームページにてご確認ください。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

3.多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等(法律該当事業者)

4.多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等(条例該当事業者)

特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書

対象 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する事業者は、事故防止と適正処理を目的として、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

当該責任者の方は、法施行規則第8条の17に規定する資格のいずれかを有する者でなければなりません。

当該責任者の設置、変更又は廃止をしたときは、30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書を越谷市に提出してください。

なお、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講した方は、終了証の写しを添付してください。

【提出方法】 電子申請、廃棄物指導課へ郵送、窓口持参

【提出期間】 設置、変更又は廃止をした日から30日以内

報告書様式は越谷市ホームページよりダウンロードできます。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

14.特別管理産業廃棄物管理責任者設置の届出について

PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

対象 ▶ PCB廃棄物を保管している事業者

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を保管している事業所は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、毎年6月30日までに前年度のPCB廃棄物の保管状況を届出することなどが義務付けられています。

なお、PCB廃棄物を複数の事業場で保管している事業者は、事業場ごとに届出書を提出してください。

【提出方法】 電子申請、廃棄物指導課へ郵送、窓口持参

【提出期間】 毎年4月1日から6月30日まで

報告書様式や報告書作成要領などについては、越谷市ホームページにてご確認ください。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

PCB廃棄物に関する届出等

産業廃棄物の事業場外保管の届出

対象 ▶ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出場所以外の場所(300㎡以上)で保管を行う事業者

建設工事に伴い生じる産業廃棄物の排出事業者(工事の元請業者)が、排出場所(工事の場所)以外の場所(越谷市内の自社が管理する資材置き場など)において、自ら保管を行おうとするときは、届出が必要になります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、届出は不要です。

- 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可に係る事業場で行う保管
- 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

【提出方法】 廃棄物指導課へ窓口持参、または郵送(郵送は変更届のみ)

【提出期間】 保管を行う前(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、保管をした日から14日以内)

報告書様式などについては、越谷市ホームページにてご確認ください。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

12.産業廃棄物の事業場外保管届出

減量・リサイクル

事業系廃棄物の中には資源として再利用できるものが多くあります。分別したうえで、リサイクルできるものについては再資源化につなげる処理に努めてください。

主な資源物

古紙

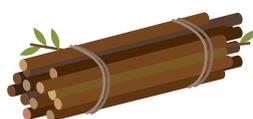
新聞紙 段ボール 雑誌 OA用紙 など



再び紙にリサイクルされます。
段ボール、新聞紙、雑誌など、紙の種類ごとに分別してください。

木くず

剪定枝 木製品 など



破碎、チップ化することによって、燃料チップなどにリサイクルされます。

生ごみ

食品の食べ残し 調理残さ 売れ残り など



資源化施設で処理することによって、家畜の飼料や畑の堆肥などにリサイクルされます。

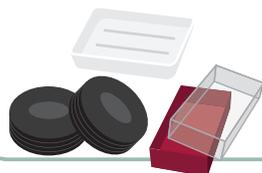
金属等



ガラス製品



プラスチック製品等



古布類



1

分別と量の把握

リサイクル可能なものを種類ごとに分類します。

2

再生業者へ委託

●越谷市や埼玉県ホームページなどを参考にして業者を選びます。

越谷市ホームページ

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

13.廃棄物再生事業者登録

埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp>

廃棄物再生事業者登録制度

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp>

再生利用認定制度関連

業種別ごみ減量ポイント

小 売 業



POINT 1 ごみの発生を抑えましょう

- マイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋削減に取り組んでいる
- 商品などの仕入れや納品には通い箱を使用している
- 適正な発注や製造を行っている
- 簡易包装を推進している



POINT 2 まだ食べられる食品をごみにしない

- 賞味期限・消費期限内の食品をフードバンクなどに寄付している
- 値引き販売をするなど、売れ残りを減らしている

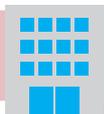


POINT 3 リサイクルに取り組みましょう

- 食品リサイクル業者を活用し、リサイクルしている
- 古紙をリサイクルしている



事 務 所



POINT 1 古紙の発生を抑えましょう

- 両面印刷や2 in 1印刷を活用している
- 回覧や掲示板を活用している
- 電子メールや共有ファイルを活用し、ペーパーレス化を推進している
- コピー用紙の裏紙を利用している



POINT 2 使えるものは繰り返し使いましょ

- ファイルやフォルダなどを繰り返し使用している
- 筆記用具などは詰め替え商品を使用している
- マイカップや水筒を持参し、使い捨て容器の使用量を減らしている



POINT 3 リサイクルに取り組みましょ

- 古紙をリサイクルしている
- 空き缶、空きびん、ペットボトルなどは、納入業者やリサイクル業者などに引き渡している

飲 食 店



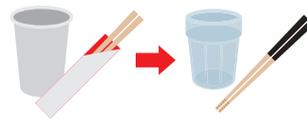
POINT 1 食品廃棄物を減らしましょ

- 天候や気温、曜日によって仕入れや仕込みの量を調整している
- 少量の注文ができるようになるなどの適量注文に対応している
- 調理を工夫し、無駄な生ごみを出さないようにしている
- お客様に食べきりの呼びかけを行っている
- 生ごみは水気をよく切ってから捨てる



POINT 2 使い捨て製品の使用を控えましょ

- お箸やコップは繰り返し使えるものを使用している
- 食材などの仕入れには通い箱を使用している



POINT 3 リサイクルに取り組みましょ

- 食品リサイクル業者を活用し、リサイクルしている
- 古紙をリサイクルしている
- 空き缶、空きびん、ペットボトルなどは、納入業者やリサイクル業者に引き渡している

医療・福祉施設



POINT 1 古紙の発生を抑えましょ

- 回覧や掲示板を活用している
- 電子メールや共有ファイルを活用し、ペーパーレス化を推進している
- 薬などの仕入れには通い箱を使用している



POINT 2 ごみの減らす工夫をしましょ

- 共用部などに古紙用の分別ボックスを設置している
- 販売管理を徹底し、消費期限切れ商品などの廃棄を削減している



POINT 3 リサイクルに取り組みましょ

- 古紙をリサイクルしている
- 空き缶、空きびん、ペットボトルなどは、納入業者やリサイクル業者などに引き渡している

事業系廃棄物早見表



一般的に使用されている材質を基準として記載しています。そのため、材質が異なると区分や種類が変わる場合があります。

安易に混合廃棄物とはせずに可能な限り分別してください。

■凡例 【区分】一廃:事業系一般廃棄物 産廃:産業廃棄物 ★:リサイクルを推奨するもの

【種類】廃プラ:廃プラスチック類 ガラ陶くず:ガラスくず陶磁器くず 混合:混合廃棄物



	物品	区分	種類	備考
ア行	油(廃食用油)	産廃	廃油	
	アルミサッシ	産廃	金属くず	
	椅子(事務用)	産廃	混合	木製は一廃の燃えるごみ
	一斗缶★	産廃	金属くず	中身は使い切る
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ・汚泥	中身は使い切るメーカー回収している場合があるため、メーカーへ相談
	エアコン(家庭用)	産廃	家電	家電リサイクル法対象物品
	LED電球	産廃	混合	
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	鉛筆	一廃	燃えるごみ	
	OA用紙★	一廃	燃えるごみ	
	落ち葉	一廃	燃えるごみ	
	お茶がら	一廃	燃えるごみ	
	カ行	カーテン・カーペット	産廃	廃プラ
懐中電灯		産廃	小型家電	電池は抜く
鏡		産廃	ガラ陶くず	
傘		産廃	混合	
カセットボンベ		産廃	金属くず	中身は使い切る
カッター(本体)		産廃	混合	刃は金属くず
花びん		産廃	ガラ陶くず	
紙箱、紙袋★		一廃	燃えるごみ	汚れているものといないもので分別
カラーコーン		産廃	廃プラ	
瓦		産廃	ガラ陶くず	
缶★		産廃	金属くず	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃
緩衝材		産廃	廃プラ	紙製は一廃の燃えるごみ
脚立		産廃	混合	
きゅうす		産廃	ガラ陶くず	
記録メディア(CD・DVD・Blu-ray)		産廃	廃プラ	

	物品	区分	種類	備考
カ行	クリアホルダー	産廃	廃プラ	
	軍手(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維製は一廃の燃えるごみ
	蛍光管	産廃	蛍光管	
	携帯電話	産廃	小型家電	
	消しゴム	産廃	廃プラ	
	結束バンド	産廃	廃プラ	
	コード類	産廃	混合	
	コップ(ガラス製、陶磁器製)	産廃	ガラ陶くず	プラスチック製は廃プラ
	ゴム製品(合成ゴム)	産廃	廃プラ	天然ゴム製はゴムくず
	サ行	雑紙・雑誌・新聞★	一廃	燃えるごみ
皿(陶器製)		産廃	ガラ陶くず	紙製は一廃の燃えるごみ
自転車		産廃	混合	
シャープペンシル		産廃	廃プラ	金属部分は金属くず、芯は一廃の燃えるごみ
シャベル		産廃	金属くず	柄が木製の場合は混合廃棄物
充電器		産廃	混合	
シュレッダーくず★		一廃	燃えるごみ	
照明器具		産廃	小型家電	脱着できる電球は取り外す
スキャナー		産廃	小型家電	
スティックのり		産廃	廃プラ	中身は使い切る
ストーブ		産廃	金属くず	灯油は使い切る。家庭用電気ストーブは小型家電
ストロー(プラ製)		産廃	廃プラ	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃
スプーン、フォーク(プラ製)		産廃	廃プラ	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃
スプレー缶		産廃	金属くず	中身は使い切る
スポンジ		産廃	廃プラ	
スリッパ		産廃	廃プラ	
生花		一廃	燃えるごみ	
サ行	洗濯機(家庭用)	産廃	家電	家電リサイクル法対象物品

	物品	区分	種類	備考
サ行	剪定枝・刈草	一廃	燃えるごみ	
	扇風機(家庭用)	産廃	小型家電	
	掃除機(家庭用)	産廃	小型家電	脱着できるバッテリーは取り外す
	ぞうきん(天然繊維製)	一廃	燃えるごみ	合成繊維製は産廃の廃プラ
タ行	体温計(デジタル)	産廃	小型家電	電池は抜く
	台車	産廃	混合	
	タイヤ	産廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	
	タブレット型端末	産廃	小型家電	
	段ボール★	一廃	燃えるごみ	
	机(事務用)	産廃	混合	木製は一廃の燃えるごみ
	ティッシュペーパー	一廃	燃えるごみ	
	デジタルカメラ	産廃	小型家電	
	デスクマット	産廃	廃プラ	
	テレビ(家庭用)	産廃	家電	家電リサイクル法対象物品
	電子レンジ(家庭用)	産廃	小型家電	
	電卓	産廃	小型家電	
	電池(ボタン電池、乾電池)	産廃	汚泥・金属くず	
	電話機	産廃	小型家電	
	トタン	産廃	金属くず	
	トナーカートリッジ	産廃	廃プラ・汚泥	メーカー回収している場合があるため、メーカーへ相談
ナ行	長靴	産廃	廃プラ	
	生ごみ(厨芥類)★	一廃	燃えるごみ	食料品製造業等は産廃
	粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	紙・布製は一廃の燃えるごみ
ハ行	灰	産廃	燃え殻	
	白熱電球	産廃	混合	
	バケツ	産廃	廃プラ	金属製は金属くず
	はさみ	産廃	混合	
	パソコン	産廃	小型家電	
	バッテリー(車両等)	産廃	廃酸・廃プラ・金属	
	バッテリー(リチウムイオン電池)	産廃	汚泥・金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	刃物類	産廃	金属くず	柄がプラ製又は木製の場合は混合廃棄物
	針金	産廃	金属くず	
	パレット(プラスチック類)	産廃	廃プラ	木製パレットは木くず
	ハンガー	産廃	廃プラ	金属部分があれば混合廃棄物

	物品	区分	種類	備考	
ハ行	PPバンド	産廃	廃プラ		
	ビデオカメラ	産廃	小型家電		
	ビニールシート	産廃	廃プラ		
	ビニール袋	産廃	廃プラ		
	びん★	産廃	ガラ陶くず	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃	
	フライパン	産廃	金属くず	持ち手がプラスチック製の場合は混合廃棄物	
	フラットファイル	産廃	廃プラ	紙製のファイルは一廃の燃えるごみ	
	プリンター	産廃	廃プラ	陶器製はガラ陶くず、木製は一廃の燃えるごみ	
	プリンター(家庭用)	産廃	小型家電		
	ブロック・レンガ	産廃	ガラ陶くず		
	ペットボトル(飲料用)★	産廃	廃プラ	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃	
	ヘルメット	産廃	廃プラ		
	弁当容器(プラ製)	産廃	廃プラ	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃	
	ペン類	産廃	廃プラ	金属部分は金属くず	
	ホース	産廃	廃プラ		
	包装紙(紙製)★	一廃	燃えるごみ		
	包装フィルム(プラ製)	産廃	廃プラ	従業員や客が飲食用として使用済みのものは一廃	
	ホッチキス	産廃	混合		
	マ行	マウスパッド	産廃	廃プラ	
		巻尺	産廃	混合	
マグネット		産廃	金属くず		
マッチ		一廃	燃えるごみ	湿らせてから廃棄	
モップ		産廃	混合		
ヤ行	やかん	産廃	金属くず		
	USBメモリ	産廃	小型家電		
	湯のみ・茶わん	産廃	ガラ陶くず		
	養生シート	産廃	廃プラ		
	ラ行	ラジカセ・ラジオ	産廃	小型家電	電池は抜く
冷蔵庫(家庭用)		産廃	家電	家電リサイクル法対象物品	
レインコート		産廃	廃プラ		
ロッカー(金属製)		産廃	金属くず		
ワ行	割り箸	一廃	燃えるごみ		



【発行】 越谷市 環境経済部 廃棄物指導課

所在地: 〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

T E L:048-963-9188

F A X:048-963-9175